

日医発第 1395 号(情シ)(保険)
令和 4 年 10 月 13 日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

オンライン資格確認導入に関する社会保険診療報酬支払基金からの
リーフレットの送付について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認につきましては、令和 4 年 8 月 18 日付日医発第 928 号(情シ・保険)「オンライン資格確認の原則義務化の概要及び医療機関等向けオンライン説明会の開催について」にて、原則義務化の内容のご説明を、令和 4 年 8 月 30 日付日医発第 1014 号(情シ・保険)「オンライン資格確認導入のための見積取得に関する会員への周知徹底のお願い」にて、オンライン資格確認導入に向けた見積取得と日医相談窓口への情報提供をお願いさせていただいたところです。

今回、令和 4 年 10 月中旬に、社会保険診療報酬支払基金の各支部から、保険医療機関・保険薬局宛てに、別添のリーフレットが郵送されるとの情報を得ましたので、その旨ご案内させていただきます。

内容は、社会保険診療報酬支払基金から、「顔認証付きカードリーダーを申込済だが、準備は完了していない保険医療機関に対して、別添 1 のリーフレットが、「顔認証付きカードリーダーを未申込の保険医療機関」に対して、別添 2 のリーフレットが、それぞれ郵送されることのご案内となります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【別添資料】

- ・令和4年10月6日付日医宛て厚生労働省保険局医療介護連携政策課名事務連絡「オンライン資格確認導入に関するリーフレットの送付について（協力依頼）」
- ・【別添 1】【未導入者向け】オンライン資格確認_医療機関等向けリーフレット_10月号
- ・【別添 2】【未申込者向け】オンライン資格確認_医療機関等向けリーフレット_10月号

【参考】

日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内に「オンライン資格確認相談窓口」を設けております。導入についてお困りのことがございましたら、情報をお寄せください。いただいた情報を厚生労働省と共有し、問題解決のための情報提供や業者への働きかけ等の支援を行っております。

【日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内オンライン資格確認相談窓口】

<https://www.med.or.jp/japanese/members/info/jirei.html>



事務連絡
令和4年10月6日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

オンライン資格確認導入に関するリーフレットの送付について
(協力依頼)

日頃より、貴会におかれましては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

また、日々の新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

オンライン資格確認等システムについては、令和5年3月末までに概ね全ての医療機関及び薬局で導入することを目指しており、厚生労働省においては、速やかな導入に向け、効果的な周知広報を行っていくこととしております。

今般、令和4年10月中旬に社会保険診療報酬支払基金から、「顔認証付きカードリーダーをお申込みいただいたものの、まだシステム導入の準備が完了していない保険医療機関及び保険薬局」と、「顔認証付きカードリーダーを申し込まれていない保険医療機関及び保険薬局」を対象に、早期導入・運用を開始していただくためのリーフレットを作成いたしました。

つきましては、当該リーフレットが郵送されることについて、貴会会員の皆様へご案内いただきたく、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。
何卒、よろしくお願いいたします。

記

1 リーフレットについて

【郵送対象】(令和4年9月4日時点)

- ① 顔認証付きカードリーダーをお申込みいただいたものの、まだシステム導入の準備が完了していない保険医療機関及び保険薬局の皆様(別添1)
- ② 顔認証付きカードリーダーを申し込まれていない保険医療機関及び保険薬局の皆様(別添2)

オンライン資格確認の導入・運用開始に当たり、補助金上限が増額となっております。是非お早めに顔認証付きカードリーダーのお申込みやシステム事業者へご相談をよろしくお願い致します。また、令和4年10月からオンラ

イン資格確認に関する診療報酬が見直されました。診療情報を活用した質の高い診療の実施体制を評価するとともに、オンライン資格確認等システムを通じて患者情報を取得した場合には、取得が効率化される点を考慮して患者負担が小さくなる仕組みとなっております。

以上

【問合せ先】

厚生労働省保険局

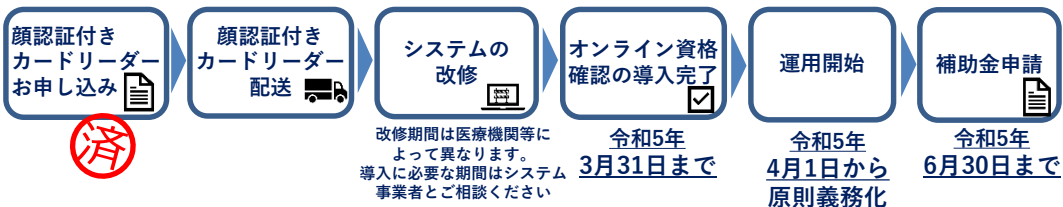
医療介護連携政策課保険データ企画室

渡辺・酒井

E-mail: suisin@mhlw.go.jp

要件を満たす医療機関・薬局の補助金上限が増額！ 是非お早めにシステム事業者へご相談ください

- オンライン資格確認導入期限は「令和5年3月31日」、補助金申請期限は「令和5年6月30日」までとなります。
原則義務化まで残り半年をきりました。是非早期にシステム事業者へのご連絡をお願いします。



「導入事例紹介特設サイト」では、オンライン資格確認の導入に係る各医療機関・薬局の実際の声を紹介中！
詳細は「導入事例紹介特設サイト」へ！

- ✓ オンライン資格確認導入後のイメージ
- ✓ 業務の内容や流れの変化
- ✓ 導入して感じたメリット

…等、実際に運用してみたトピックが盛りだくさん！

オンライン資格確認 導入事例 検索

ポータルサイトからもアクセスできます！



オンライン資格確認
導入事例紹介特設サイト
システムの導入から運用までの事例を紹介します

導入事例を見る



オンライン資格確認導入に関する
手続き・各種申請は医療機関等向けポータルサイトで！

ポータルサイトでできること

- ・ オンライン資格確認利用申請
- ・ 補助金申請
- ・ 『準備作業の手引き』等ダウンロード
- ※対応システムベンダの一覧も掲載しています

お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター

contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

0800-0804583（通話無料）月～金 8：00～18：00
（いずれも祝日を除く）土 8：00～16：00

オンライン資格確認の原則義務化に向けた
ライブ配信の動画も公開中！

AIチャットボットの「シカク」です。
24時間いつでも疑問に答えます！



AIチャットボット「シカクくん」



医療機関ポータル 検索

顔認証付きカードリーダーを
お申し込みいただいた医療機関・薬局の皆様へ

令和4年10月

オンライン資格確認は 令和5年4月から 原則義務化となります

要件を満たす医療機関・薬局の補助金上限額増額中！
運用開始に向け、是非お早めにシステム事業者へご相談ください

詳しくは中面をご覧ください。

Change, Challenge, Chance
社会保険診療報酬支払基金
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

オンライン資格確認は、安心・安全で質の高い医療を提供していく データヘルス/医療DXの基盤となる仕組みです



オンライン資格確認の導入で

- ・受付における患者の資格情報の有効性がその場で確認でき、資格過誤請求や手入力による手間等の事務コストが削減
- ・マイナンバーカードを用いた本人確認、患者からの同意を得ることで、過去の薬剤情報/特定健診情報/診療情報（処置のうち人工腎臓・持続緩徐式血液濾過・腹膜灌流 等）の閲覧が可能に！



さらに今後、用途が広がっていきます

- ・電子処方箋の導入で 薬剤情報共有のリアルタイム化（重複投薬の回避）が可能に！
- ・「全国医療情報プラットフォーム」（※）を創設予定

※オンライン資格確認のネットワークを拡充し予防接種、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォーム

令和5年4月より原則義務化となるオンライン資格確認システムの導入に向けて システムベンダへお早めに相談し、是非早期運用開始いただきますようお願いいたします

オンライン資格確認の原則義務化について 必ず、年度内にご対応いただくようお願いします

- ▶ 療養担当規則等が改正され、保険医療機関・薬局に、令和5年4月からオンライン資格確認を導入することが原則として義務付けられます。
- ▶ 原則義務化に向け、年度末にかけて導入加速が予想されます。
まずは、システム事業者へご相談いただき、導入予定、運用開始日の調整をお願いします。

※現在、紙レセプトでの請求が認められている医療機関・薬局については、オンライン資格確認導入の義務化の対象外となります。

令和4年10月からオンライン資格確認に関する診療報酬が見直しされます

新たな加算では、診療情報を活用した質の高い診療の実施体制を評価し、またオンライン資格確認等システムを通じて情報取得した場合には、取得が効率化される点を考慮して患者負担が小さくなる仕組みとなります。

※新たな加算の算定においても、オンライン請求を行っていることが算定の要件となります。

令和4年6月6日以前のお申し込みの方も 令和5年1月末までに運用開始いただくと 補助金の上限額が増額となります

- 令和3年4月1日～令和4年6月6日の間に顔認証付きカードリーダーをお申し込みいただいた方は、補助内容が【A】となりますが、**令和4年6月7日から令和5年1月末までに運用開始**した方は、【A】の従来の補助額上限に加え、【B】の補助額上限引き上げ後の補助額との差額を補助します。（補助金交付済の施設を除く）
- 令和4年6月7日以降から顔認証付きカードリーダーをお申し込みいただき、システム事業者と契約を結んだ方は、補助内容が【B】となり、従来より補助金上限額が増額となります。令和5年3月末までにオンライン資格確認の導入完了となる必要があります。

	顔認証付き カードリーダー の申込時期	病院			大型チェーン 薬局	診療所/薬局 (大型チェーン 薬局以外)
	顔認証付きカードリーダー 提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
システム 改修費用 等の補助 対象 (※1)	【A】 令和3年4月～ 令和4年6月6日	1台導入の場合 105万円 事業額の210.1万円 を上限に、 その1/2を補助	2台導入の場合 100.1万円 事業額の200.2万円 を上限に、 その1/2を補助	3台導入の場合 95.1万円 事業額の190.3万円 を上限に、 その1/2を補助	21.4万円 事業額の42.9万円 を上限に、 その1/2を補助	32.1万円 事業額の42.9万円 を上限に、 その3/4を補助
	【B】 令和4年6月7日～	210.1万円(※2) 事業額の420.2万円 を上限に、 その1/2を補助	200.2万円(※2) 事業額の400.4万円 を上限に、 その1/2を補助	190.3万円(※2) 事業額の380.6万円 を上限に、 その1/2を補助	同上	事業額の 42.9万円(※2) を上限に 実費補助

※1 システム改修費用等の補助対象：(1)マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等（消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額）

※2 令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局については、【B】の補助金上限額（ただし、大型チェーン薬局の上限額は42.9万円）まで実費補助

医療機関等向けポータルサイトにアカウント未登録の方は登録をお願いします

- 令和4年7月3日時点でアカウント未登録の方には、令和4年8月10日以降、厚生労働省・支払基金よりポータルサイトアカウント情報を郵送しています。
- 郵送物をご確認いただき、まずはポータルサイトアカウント本登録をお願いします。なお、既に本登録をお済みの場合は、ご容赦ください。
- 郵送物を紛失された方はオンライン資格確認等コールセンター（下記に記載）までお問い合わせいただくか、医療機関向けポータルサイトから再発行申請のお手続きをお願いいたします。

(<https://shinsei.iryohokenjyoho-portal.jp/pc/enquete/reissue/>)

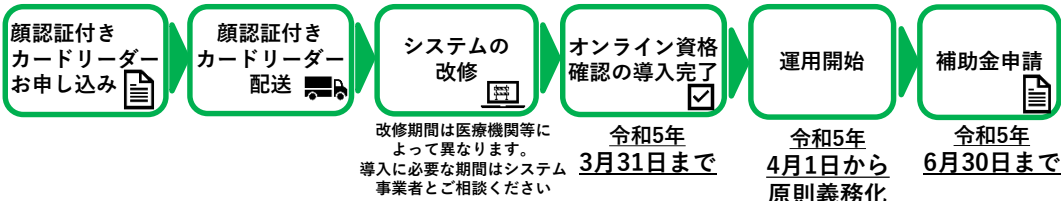


顔認証付きカードリーダーを

お申し込みいただくことなどで補助金上限が増額！
是非お早めに顔認証付きカードリーダーをお申し込みください

- 令和5年4月からのオンライン資格確認システムの導入、原則義務化に間に合うように準備をお願いします。
- オンライン資格確認導入期限は「令和5年3月31日」、補助金申請期限は「令和5年6月30日」までとなります。

計画的な導入のため是非早期の顔認証付きカードリーダーのお申し込みをお願いします。



顔認証付きカードリーダーは、5種類からお選びいただけます

※お使いのレセコンに対応した機種をご確認ください

顔認証付きカードリーダーの機種・概要はこちらからアクセス ▼



オンライン資格確認導入に関する

手続き・各種申請は医療機関等向けポータルサイトで！

ポータルサイトでできること

- ・オンライン資格確認利用申請
 - ・補助金申請
 - ・『準備作業の手引き』等ダウンロード
- ※対応システムベンダの一覧も掲載しています

お問合せ先：オンライン資格確認等コールセンター

✉ contact@iryohokenjyoho-portal.jp

☎ 0800-0804583（通話無料）月～金 8：00～18：00
（いずれも祝日を除く） 土 8：00～16：00

オンライン資格確認の原則義務化に向けた
ライブ配信の動画も公開中！

AIチャットボットの「シカク」です。
24時間いつでも
疑問に答えます！



AIチャットボット
「シカクくん」



医療機関ポータル 検索

顔認証付きカードリーダー
未申し込みの医療機関・薬局の皆様へ

令和4年10月

オンライン資格確認は 令和5年4月から 原則義務化となります

運用開始に向け、早期にカードリーダーのお申し込みを！
上限増額中の補助金をお受け取りいただくために、
是非お早めにカードリーダーをお申し込みください。

詳しくは中面をご覧ください。

Change, Challenge, Chance
社会保険診療報酬支払基金
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

オンライン資格確認は、安心・安全で質の高い医療を提供していく データヘルス/医療DXの基盤となる仕組みです



オンライン資格確認の導入で

- ・受付における患者の資格情報の有効性がその場で確認でき、資格過誤請求や手入力による手間等の事務コストが削減
- ・マイナンバーカードを用いた本人確認、患者からの同意を得ることで、過去の薬剤情報/特定健診情報/診療情報（処置のうち人工腎臓・持続緩徐式血液濾過・腹膜灌流 等）の確認が可能に！



さらに今後、用途が広がっていきます

- ・電子処方箋の導入で 薬剤情報共有のリアルタイム化（重複投薬の回避）が可能に！
- ・「全国医療情報プラットフォーム」（※）を創設予定

※オンライン資格確認のネットワークを拡充し予防接種、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォーム

令和5年4月より原則義務化となるオンライン資格確認システムの導入に向けて 是非お早めに顔認証付きカードリーダーをお申し込みいただきますようお願いいたします

オンライン資格確認の原則義務化について 必ず、年度内にご対応いただくようお願いします

- ▶ 療養担当規則等が改正され、保険医療機関・薬局に、令和5年4月からオンライン資格確認を導入することが原則として義務付けられます。
- ▶ 原則義務化に向け、年度末にかけて導入加速が予想されます。
是非お早めにシステム事業者にご相談いただき、顔認証付きカードリーダーをお申し込みいただき、導入予定、運用開始日の調整をお願いします。（顔認証付きカードリーダーの概要については、裏面をご確認ください）

※現在、紙レセプトでの請求が認められている医療機関・薬局については、オンライン資格確認導入の義務化の対象外となります。

令和4年10月からオンライン資格確認に関する診療報酬が見直しされます

新たな加算では、診療情報を活用した質の高い診療の実施体制を評価し、またオンライン資格確認等システムを通じて情報取得した場合には、取得が効率化される点を考慮して患者負担が小さくなる仕組みとなります。

※新たな加算の算定においても、オンライン請求を行っていることが算定の要件となります。

顔認証付きカードリーダーの お申し込みにより補助金の上限額が増額となります

令和4年6月7日以降から顔認証付きカードリーダーをお申し込みいただいた方が対象です（下表【B】）。令和5年3月末までに、オンライン資格確認システムが導入完了となる必要があります。

	補助上限額の区分	病院			大型チェーン薬局	診療所/薬局 (大型チェーン薬局以外)
顔認証付きカードリーダー提供台数		3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
システム改修費用等の補助対象(※)	【A】 増額前の補助上限額	1台導入の場合 105万円 事業額の210.1万円を上限に、その1/2を補助	2台導入の場合 100.1万円 事業額の200.2万円を上限に、その1/2を補助	3台導入の場合 95.1万円 事業額の190.3万円を上限に、その1/2を補助	21.4万円 事業額の42.9万円を上限に、その1/2を補助	32.1万円 事業額の42.9万円を上限に、その3/4を補助
	【B】 増額後の補助上限額	210.1万円 事業額の420.2万円を上限に、その1/2を補助	200.2万円 事業額の400.4万円を上限に、その1/2を補助	190.3万円 事業額の380.6万円を上限に、その1/2を補助	同上	事業額の 42.9万円 を上限に 実費補助

※ システム改修費用等の補助対象：(1)マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等（消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額）